

高病原性鳥インフルエンザの対策強化を求める意見書

高病原性鳥インフルエンザとは、鳥類に対して感染性を示すA型インフルエンザウイルスによる感染症のうち、鶏に感染させた場合に、高率に死亡させてしまう感染症である。

今シーズンは、昨年10月17日に家禽における国内1例目の感染例が確認されてから、異例のペースで高病原性鳥インフルエンザの感染が拡大しており、初動においては、家禽では過去最多の発生となった令和4年のシーズンに匹敵するペースで発生している。愛知県においても高病原性鳥インフルエンザの発生が急増しており、本年1月には13事例発生するなど、国や県が様々な対策を講じているものの、十分な感染拡大の防止には至っていないのが現状である。

高病原性鳥インフルエンザは、養鶏農家等の経営に多大な影響を及ぼすだけでなく、食生活に欠かせない鶏卵価格の高騰の要因となるほか、感染した鳥や死骸に直接接触するなど濃厚に接触することにより、まれに人に感染する場合があるとされている。本市においても、過去には平成28年度に高病原性鳥インフルエンザの発生に伴い、東山動植物園の動物園エリアが一時休園となるなどの事態も起きており、事態がさらに拡大すれば、観光等への影響や風評被害も懸念されるところであるため、高病原性鳥インフルエンザの対策強化は喫緊の課題となっている。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 高病原性鳥インフルエンザの発生原因及び感染経路の速やかな解明に取り組むとともに、風評被害の防止及び防疫措置の円滑・確実な実施のため、高病原性鳥インフルエンザに関する科学的知見や食品の安全性に関する正確な情報発信について、より丁寧に取り組むこと。
- 2 発生農家周囲の主要道路やため池周辺の消毒等、発生地域における防疫対策の強化が確実に実施されるよう、発生都道府県における防疫措置や地方公共団体が対策に要する経費に対して、支援を強化すること。
- 3 飼養衛生管理基準を遵守するために必要な野生小動物の侵入防止柵や防鳥ネットなどの資材の整備について、支援を強化すること。
- 4 高病原性鳥インフルエンザの発生で損害を受けた農家に対する経営再開に向けた支援、及び移動制限区域・搬出制限区域の設定により影響を受けた農家に対する経営継続の支援について、拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月21日

名古屋市会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
環境大臣

} 宛（各 通）